

「多摩市災害ボランティアセンター 運営ボランティア」募集要項

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（以下、「本会」という）では、大規模災害時に多摩市との協定に基づき設置する「多摩市災害ボランティアセンター（以下、「災害ボラセン」という）」の立ち上げ・運営にご協力いただく運営ボランティアを募集しています。

ご登録された方へは、本会主催の各種講座・研修及び災害ボラセン設置・運営訓練などのご案内致します。また、大規模災害時には、運営ボランティアとして、災害ボラセンの立ち上げ、運営の協力を要請させていただきます。

1 目的

本会が、大規模災害時に災害ボラセンを設置した際、迅速かつ効果的に支援活動が行えるように、災害ボラセンの運営を補助していただく運営ボランティアの登録を行う。

2 対象者

登録の対象となる方は、次の各号のすべてに該当する方となります。

- (1)登録しようとする年度の4月1日現在で満15歳以上の市内在住、在学、在勤の方
※18歳未満は、保護者の承諾が必要
- (2)運営ボランティアとして必要な知識の習得を目的とした研修会などに、積極的に参加できる方
- (3)運営ボランティアとして活動が可能な方

3 登録方法

- (1)登録を希望する方は「運営ボランティア登録票」に必要事項を記入し、本会運営の多摩ボランティア・市民活動支援センター（以下、「多摩ボラセン」という）の窓口へ、持参、郵送、FAX、メールのいずれかでご提出ください。本会に提出していただくことで登録とみなします。
- (2)登録票の記載事項に変更が生じた場合、または登録の継続が難しくなった場合などは、速やかに多摩ボラセンに申し出てください。

4 災害ボラセンの設置・運営

設置予定場所や運営等の詳細は、「多摩市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」をご参照ください。

5 運営ボランティアの役割

- (1)平常時は、研修会や災害ボラセン設置・運営訓練などを定期的実施しますので、ご参加ください。
- (2)大規模災害時は、ボランティア受付班、マッチング班、送り出し班、ニーズ受付班、現地巡回班などに所属していただき、「災害ボランティアの受付・登録」「災害ボランティアと被災者ニーズのマッチング」「災害ボランティアの送り出し」「被災者のニーズの収集」など、災害ボラセンの運営ボランティアとして、活動していただきます。各活動内容の詳細は、「多摩市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」をご参照ください。

6 災害ボラセンから登録者への協力要請

大規模災害時に、運営ボランティアの協力が必要な場合は、本会から登録者へ一斉メールで協力要請いたします。メールアドレスがない方や災害時の状況に応じて、FAXや電話などを活用して要請いたします。要請を受けた方は、可能な範囲で災害ボラセンの運営にご協力ください。

7 登録者の個人情報保護

登録者に対する個人情報は、「本会個人情報保護規程」に基づき、適正に管理いたします。

8 問合せ・提出先

〒206-0011 多摩市関戸4-72（ヴィータ・コミュニェ7階）
社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 多摩ボランティア・市民活動支援センター

TEL 042-373-6611 FAX 042-373-6629

URL <http://tamavc.jp>

開館日：平日 9時～19時、土曜日及び第1・3日曜日 9時～17時

休館日：第1・3月曜、第2・4・5日曜、祝日、年末年始